



# 第110回 定時株主総会 招集ご通知

2019年4月1日～2020年3月31日

**日時** 2020年6月19日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

**場所** 川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア 地下1階ホール

※ご来場の際は、裏表紙の株主総会会場ご案内図を  
ご参照ください。

## 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、書面による事前の議決権行使のご活用も宜しく  
お願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営等に変更が  
生じた場合は、以下の当社ウェブサイトに掲載いたし  
ますので、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

<https://www.ffec.co.jp/>

## 目次

第110回定時株主総会招集ご通知	01
（添付書類）	
事業報告	02
連結計算書類	24
計算書類	27
監査報告書	30
株主総会参考書類	36

**第1号議案：取締役8名選任の件**

**第2号議案：監査役2名選任の件**

## お土産について

本年は株主総会にご出席の株主様へのお土産を取りやめ  
させていただきます。何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申  
上げます。

**富士古河E&C株式会社**

証券コード：1775

2020年6月3日

株主の皆様へ

川崎市幸区堀川町580番地

**富士古河E&C株式会社**

代表取締役社長 日下高

## 第110回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第110回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ではございますが、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月18日（木曜日）営業時間の終了時（午後5時30分）までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2020年6月19日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）  
2. 場 所 川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア 地下1階 ホール

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項 1 第110期（自2019年4月1日  
至2020年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査  
人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2 第110期（自2019年4月1日  
至2020年3月31日）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 取締役8名選任の件  
第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ffec.co.jp>）に掲載させていただきますので、本株主総会招集ご通知には当該事項は記載しておりません。なお、本株主総会招集ご通知の添付書類は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査役が監査を行った連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ・ 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境が改善傾向にあるなど、緩やかな回復が続いたものの、米中貿易摩擦や、英国のEU離脱問題などに加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大による景気の減速懸念の高まりなど、先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

当社グループの属する設備工事業界におきましては、公共設備投資は堅調に推移しましたが、民間設備投資に低調な動きが見られるとともに、労働力不足や熾烈な受注競争が続くなど、厳しい環境で推移しました。

このような状況のもと、当社グループは2019年4月に中期経営計画『Next Evolution 2023』で発表しましたとおり、「成長市場を見据えた保有技術力の融合による他社との差別化」、「事業環境の変化に対応した戦略的投資による経営基盤の強化と収益力の向上」、「事業基盤の再構築による海外事業の強化」を重点施策とし、中長期的な環境の変化に柔軟に対応できる経営基盤の強化に努め、持続的成長と企業価値の向上に向けて取り組んでまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、受注高864億円（前期比1.3%減）、売上高819億円（前期比6.7%減）となりました。利益面では、元請案件比率の増加や品質・工程管理の強化など採算の改善に向けた取組みの成果により、営業利益59億29百万円（前期比20.7%増）、経常利益58億7百万円（前期比19.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益36億78百万円（前期比19.3%増）となりました。

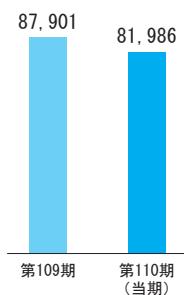
なお、第1四半期連結会計期間より、中期経営計画達成に向けた組織構造の変更に伴い、報告セグメントを従来の「プラント事業」、「空調設備事業」、「電設・建築事業」、「電力・情報流通事業」、「海外事業」の5つの区分から、「電気設備工事業」、「空調設備工事業」の2つの区分に変更いたしました。報告セグメントの工事分野及びセグメント別の状況につきましては、次のとおりであります。また、各セグメントの前期比につきましては、前期の数値を変更後の報告セグメントの区分に組み替えた上で算出しております。

報告セグメント	工事分野
【電気設備工事業】	(プラント工事業) 社会インフラ工事、産業システム工事、発電設備工事、送電工事 (内線・建築工事業) 内線工事、建築・土木工事、情報通信工事
【空調設備工事業】	産業プロセス空調設備工事、一般空調・衛生設備工事
【その他】	物品販売及び補修・修理等

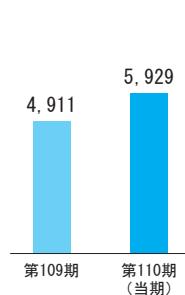
受注高  
(百万円)



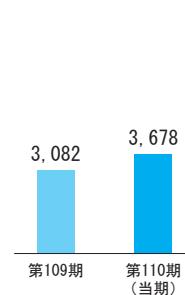
売上高  
(百万円)



営業利益  
(百万円)



親会社株主に帰属する  
当期純利益 (百万円)



## (2) セグメント別の営業の概況

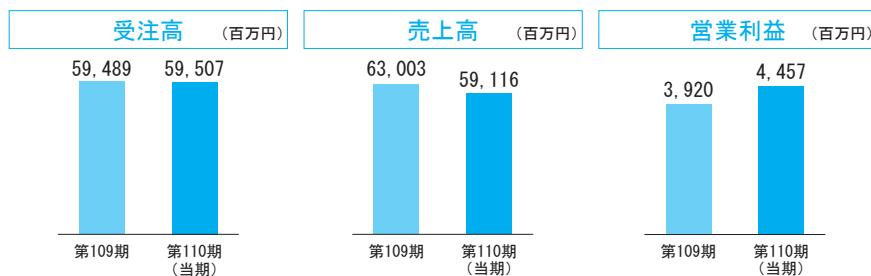
セグメント別の営業の概況は次のとおりであります。

### 電気設備工事業

受注高は595億円（前期比0.0%増）、売上高は591億円（前期比6.2%減）、営業利益は44億57百万円（前期比13.7%増）となりました。

主な受注物件は、独立行政法人水資源機構・川上ダム管理用小水力発電設備工事、合同会社URソーラー・鹿児島県出水市桑原城メガソーラー（No.4）太陽光発電設備工事等、主な完成工事物件は、古河産機システムズ株式会社・外環大泉JCT搬送設備電気設備工事、西松建設株式会社・古河ロックドリル株式会社吉井工場増築工事に伴う設備工事等であります。

受注高はほぼ前期並みに推移しました。売上高は前期に工作機械メーカーや海外の大型案件の内線工事があったことから前期を下回りました。営業損益は元請案件比率の増加や原価低減等の採算の改善に努めたことから前期を上回りました。

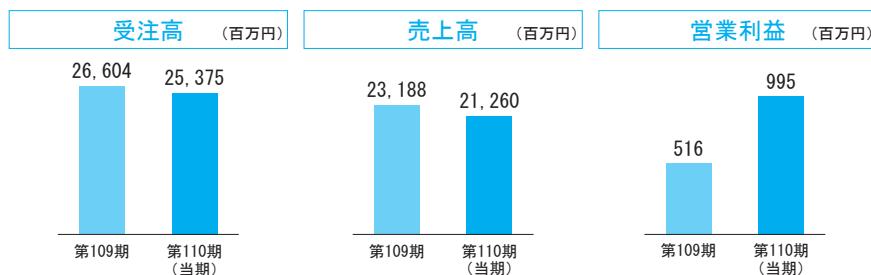


## 空調設備工事業

受注高は253億円（前期比4.6%減）、売上高は212億円（前期比8.3%減）、営業利益は9億95百万円（前期比93.0%増）となりました。

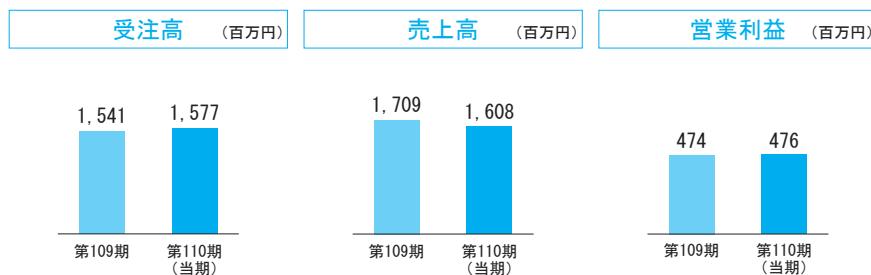
主な受注物件は、鹿島建設株式会社・中外製薬株式会社横浜研究拠点プロジェクト等、主な完成工事物件は、日揮株式会社・第一三共ケミカルファーマ株式会社館林工場TB-2プロジェクトのうち、空調・給排水衛生設備工事等であります。

受注高は前期に医療施設、教育施設の大型案件があったことから一般空調・衛生設備工事が減少し前期を下回りました。売上高は一般空調・衛生設備工事は医療・教育施設の影響により、産業プロセス空調設備工事は電子精密分野の案件が減少したことにより、前期を下回りました。営業損益は品質・工程管理の強化や原価低減等の採算の改善に努めたことから前期を上回りました。



## その他

受注高は15億円（前期比2.3%増）、売上高は16億円（前期比5.9%減）、営業利益は4億76百万円（前期比0.3%増）となりました。



### セグメント別受注高

セグメント		受注高	構成比
電気設備工事業	プラント工事業	37,620	43.5
	内線・建築工事業	21,887	25.3
	計	59,507	68.8
空調設備工事業		25,375	29.4
小計		84,882	98.2
その他		1,577	1.8
合計 (うち海外)		86,459 (6,006)	100.0

### セグメント別売上高

セグメント		売上高	構成比
電気設備工事業	プラント工事業	34,545	42.1
	内線・建築工事業	24,571	30.0
	計	59,116	72.1
空調設備工事業		21,260	25.9
小計		80,377	98.0
その他		1,608	2.0
合計 (うち海外)		81,986 (5,476)	100.0

### (3) 設備投資等および資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

### (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

### (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき事項はありません。

### (8) 今後の見通しおよび対処すべき課題

今後の見通しについては、新型コロナウイルス感染症の影響による国内外経済の更なる下振れが想定されるとともに、金融資本市場の変動の影響が懸念されるなど、厳しい状況が続くものと思われま

す。設備工事業界においては、新型コロナウイルス感染症拡大による工事中断や延期、資材調達の遅延等のリスクが高まるなど、事業環境は厳しい状況が継続するものと思われま

す。2021年3月期通期の連結業績については、現時点において新型コロナウイルス感染症拡大の業績への影響を見通すことが困難であるため、未定としております。今後の動向を見極めながら、業績予想の算定が可能となった段階で、速やかに開示いたします。

当社グループは、従業員並びに関係する皆様の安全を最優先とし、社会的責任を果たすべく行政の方針・指導に従い感染拡大の防止に努めてまいります。

当社グループは、2023年度を最終年度とした中期経営計画をスタートさせておりますが、新型コロナウイルス感染症影響の長期化が必至の現状において、縮小する国内市場への対応、海外事業の拡大など従来からの課題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の収束後を見越した、協力会社をはじめとする体制維持および働き方改革の一層の推進は、今後の事業継続に対する大きな課題であると認識しております。

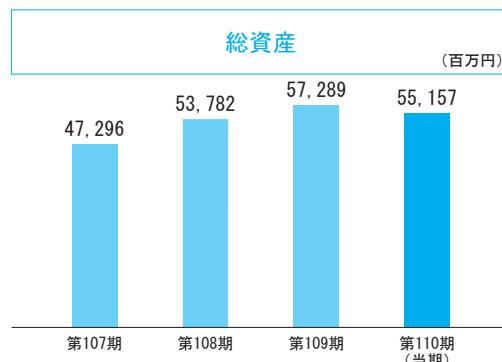
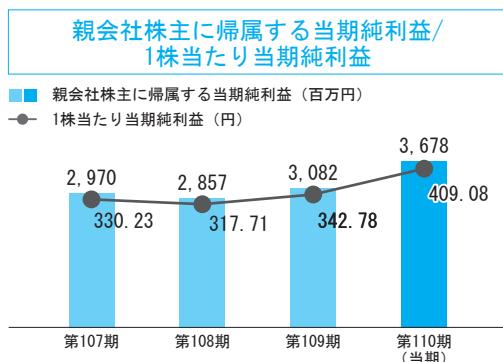
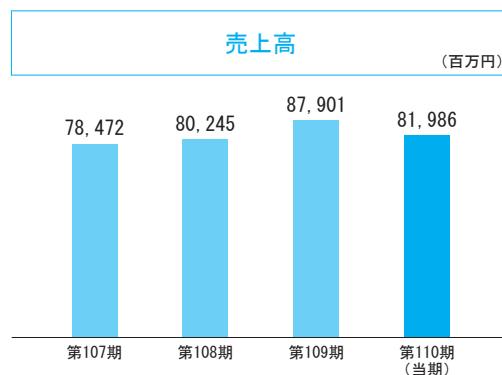
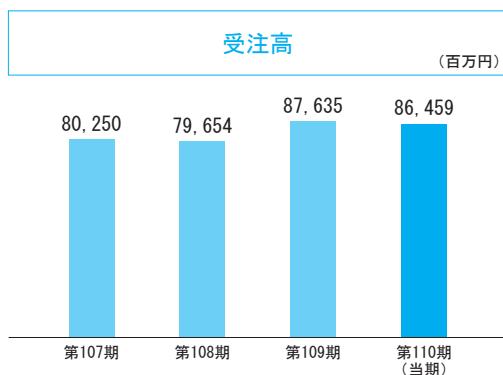
不透明な状況下ではありますが、今後の環境の変化に柔軟に対応できるよう、経営基盤の強化を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなにとぞ格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (9) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 107 期 2016年度	第 108 期 2017年度	第 109 期 2018年度	第 110 期 2019年度 (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	80,250	79,654	87,635	86,459
売 上 高 (百万円)	78,472	80,245	87,901	81,986
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	2,970	2,857	3,082	3,678
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	330.23	317.71	342.78	409.08
総 資 産 (百万円)	47,296	53,782	57,289	55,157

- (注) 1. 2018年10月1日付で、当社株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第107期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第109期の期首から適用しており、第108期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。



## (10) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社の親会社は富士電機株式会社であり、同社は間接保有を含み当社株式を4,171千株（議決権比率46.5%。うち直接所有46.4%、間接所有0.1%）保有しており、持分は50%以下ではありますが、実質的に支配しているため親会社とするものであります。

当社グループは、富士電機グループの主として各種プラント設備製品の設計施工ならびに現地工事を受け持つとともに、富士電機グループより電気機器等の仕入れを行っております。

### ② 親会社等との間の取引に関する事項

イ 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引条件につきましては、他の一般的な取引と同様の条件を基本として、著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

上記の取引は、親会社から独立して意思決定を行っており、取締役会としては、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

ハ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見  
該当事項はありません。

### ③ 重要な子会社の状況

会 社 名	所在地	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 な 事 業 内 容
株式会社三興社	大阪府	20 百万円	100.00 %	電気工事
北辰電設株式会社	栃木県	20 百万円	100.00	電気工事
創和工業株式会社	東京都	30 百万円	100.00	建築工事、防水工事
富士ファーマナイト株式会社	神奈川県	30 百万円	100.00	プラント配管漏洩補修
株式会社富士工事	神奈川県	12 百万円	100.00	電気工事、機械配管工事
富士古河コスモスエナジー合同会社	神奈川県	45 百万円	66.67	再生可能エネルギーによる 発電事業、電気の販売事業
株式会社カンキョウ	東京都	35 百万円	100.00	海外の電気、空調、衛生設 備工事
篠原電機工業株式会社	神奈川県	42 百万円	100.00	電気工事
富士古河E&C(タイ)社	タイ	1,600 万バツ	48.56	電気工事
富士古河E&C(ベトナム)社	ベトナム	60 万米ドル	90.00 (10.00)	電気工事
富士古河E&C(マレーシア)社	マレーシア	160 万リンギット	100.00	電気工事
富士古河E&C(カンボジア)社	カンボジア	15 億リエル	100.00	電気工事
富士古河E&C(ミャンマー)社	ミャンマー	484 百万チャット	80.10 (6.4)	電気工事
富士古河E&C(インドネシア)社	インドネシア	4,950 百万ルピア	66.67	電気工事

- (注) 1. 出資比率欄の( )内は、間接所有比率(内数)であります。  
 2. 富士古河E&C(インド)社は清算手続き中であります。  
 3. 株式会社エフ・コムテックは2019年9月20日に清算終了いたしました。

## (11) 主要な事業内容

セグメント	事業内容
電気設備工事業	(プラント工事業) 社会インフラ工事、産業システム工事、発電設備工事、送電工事 (内線・建築工事業) 内線工事、建築・土木工事、情報通信工事
空調設備工事業	産業プロセス空調設備工事、一般空調・衛生設備工事
その他	物品販売及び補修・修理等

## (12) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,531名	30名増

(注) 従業員数には、使用人兼務取締役および臨時従業員は含んでおりません。

## (13) 主要な借入先

特記すべき事項はありません。

## (14) 主要な事業所

本社	川崎市幸区堀川町580番地
支社	西日本支社(大阪)、東日本支社(宇都宮)、中部支社(名古屋)
支店	東京支店(中央区)、中四国支店(広島)、九州支店(福岡) 北日本支店(仙台)、東関東支店(千葉)、長野支店(長野)

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 14,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,026,561株（うち自己株式 33,384株）
- (3) 当事業年度末の株主数 1,885名

### (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
富士電機株式会社	4,158 千株	46.24 %
古河電気工業株式会社	1,819	20.23
富士古河 E & C 社員持株会	307	3.42
富士通株式会社	171	1.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	122	1.36
光通信株式会社	102	1.14
千々石寛	64	0.72
株式会社横浜銀行	60	0.68
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC)	58	0.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	48	0.53

(注) 当社は、自己株式33千株 (0.37%) を保有しておりますが、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の状況（2020年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
日下 高	代表取締役社長（執行役員社長）	
川島 清嘉	社外取締役	弁護士〔川島法律事務所〕 放送大学客員教授 アマノ株式会社 社外取締役
柳澤 邦昭	取締役	富士電機株式会社 特別顧問 株式会社フェローテックホールディングス 社外取締役
中野 富博	取締役（執行役員専務、営業本部長）	
藤原 正洋	取締役（執行役員専務、事業戦略室長）	
明石 亨	取締役（執行役員常務、海外統括、海外本部長）	富士古河E&C(タイ)社 取締役 富士古河E&C(ベトナム)社 取締役会長 富士古河E&C(マレーシア)社 取締役 富士古河E&C(カンボジア)社 取締役 富士古河E&C(ミャンマー)社 取締役 富士古河E&C(インドネシア)社 取締役
小田 茂夫	取締役（執行役員、管理部門統括、経営企画本部長、輸出管理室長）	
埜 篤典	取締役（執行役員、工事技術本部長）	
藤本 浩	取締役（執行役員、電気設備事業統括、電気設備事業本部長）	
高谷 政美	常勤監査役	
福岡 敏夫	社外監査役	福岡敏夫税理士事務所 代表 鳥居薬品株式会社 社外取締役
柏木 隆宏	社外監査役	古河電気工業株式会社 常勤監査役 古河産業株式会社 監査役
遠藤 健二	社外監査役	遠藤健二公認会計士事務所 所長 児玉化学工業株式会社 社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 当該事業年度中の取締役および監査役の異動。
- ① 2019年6月21日開催の第109回定時株主総会において、藤原正洋、埜篤典、藤本浩の3氏は取締役に、高谷政美、遠藤健二の両氏は監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
  - ② 湯川仁氏は同総会終結の時をもって任期満了により取締役に退任いたしました。
  - ③ 小林進、荒田和人の両氏は同総会終結の時をもって辞任により監査役に退任いたしました。
2. 監査役福岡敏夫氏は、国税職員および税理士として経験を有しており、税務、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  3. 監査役遠藤健二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  4. 取締役川島清嘉、監査役福岡敏夫、遠藤健二の3氏は、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

5. 2020年4月1日付けで取締役の担当を次のとおり変更しております。
- |       |                                      |
|-------|--------------------------------------|
| 中野 富博 | 取締役                                  |
| 明石 亨  | 取締役                                  |
| 藤本 浩  | 取締役、執行役員常務、電気設備事業統括、海外事業統括、電気設備事業本部長 |
6. 当社は執行役員制度を導入しており、2020年4月1日現在、取締役と兼務していない執行役員は以下のとおりであります。
- |       |                         |
|-------|-------------------------|
| 横山 克樹 | 執行役員、調達本部長              |
| 則松 研一 | 執行役員、電気設備事業本部副本部長       |
| 菱田 斉史 | 執行役員、電気設備事業本部副本部長       |
| 牧 伸一  | 執行役員、空調設備事業統括、空調設備事業本部長 |
| 澤田 朋之 | 執行役員、営業統括（国内・海外）、営業本部長  |
| 野崎 潤  | 執行役員、営業本部副本部長           |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、法令および定款に基づき、取締役川島清嘉氏、柳澤邦昭氏および各監査役との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、300万円または会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を上限として、その責任を負うものとしております。

## (3) 会社役員の報酬等の額または算定方法に係る決定に関する基本方針

当社の取締役、監査役の報酬は、株主の皆様への負託に応えるべく、優秀な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点を考慮し、それぞれの職責に見合った報酬体系、報酬水準といたします。

これらの体系、水準については、経営環境の変化や外部の客観データ等を勘案しながら、その妥当性や見直しの必要性を常に検証いたします。

なお、本方針は、当社の取締役会の決議および監査役の協議によって、以下のとおり定められております。

### a. 常勤取締役

各年度の業績の向上、ならびに中長期的な企業価値向上の職責を負うことから、その報酬は、定額報酬と賞与で構成されており、概ね70%を定額報酬、30%を賞与としております。

#### ・定額報酬

役位に応じて、あらかじめ定められた固定額を支給するものといたします。なお、自社株式取得を積極的に推進するため、役位に応じて本報酬額の一部を株式累積投資に拠出するものといたします。

・賞与

各年度の業績との連動性を明確にした基準に従い、支給するものといたします。

なお、毎期の利益指標や配当水準など会社業績をもとに標準額を決定し、個別の支給額は、中長期的な観点も踏まえ、役位や会社業績への貢献度に基づいて標準額の75%~125%の割合で決定いたします。

b. 社外取締役、非常勤取締役および監査役

社外取締役、非常勤取締役および監査役は、職務執行の監督または監査の職責を負うことから、その報酬は、定額報酬として、役位に応じてあらかじめ定められた固定額を支給するものといたします。

なお、社外取締役、非常勤取締役および監査役の自社株式の取得は任意といたします。

c. 報酬の決定方法

取締役会は、代表取締役社長に対して、各取締役の個別の報酬額に関する決定を委任しております。委任を受けた代表取締役社長は、上記の方針および当社が定める報酬基準に基づき、社外取締役に報告の上でこれを決定いたします。

#### (4) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役	10名	77百万円	(うち社外取締役	1名	6百万円)
監査役	6名	38百万円	(うち社外監査役	4名	18百万円)

(注) 当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2009年6月23日であり、取締役は年額3億円以内(うち社外取締役分は年額3千万円以内)、監査役は6千万円以内とし、取締役の報酬額には、使用人兼取締役の使用人としての職務に対する給与は含まない旨の決議をしております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

氏名	地位	兼職の状況（当社との関係）
川島清嘉	社外取締役	弁護士〔川島法律事務所〕 放送大学客員教授 アマノ株式会社 社外取締役
福岡敏夫	社外監査役	福岡敏夫税理士事務所 代表 鳥居薬品株式会社 社外取締役
柏木隆宏	社外監査役	古河電気工業株式会社（当社その他の関係会社）常勤監査役 古河産業株式会社 監査役
遠藤健二	社外監査役	遠藤健二公認会計士事務所 所長 児玉化学工業株式会社 社外取締役（監査等委員）

### ② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席および発言状況
川島清嘉	社外取締役	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地より、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
福岡敏夫	社外監査役	当事業年度開催の取締役会13回の全て、監査役会8回の全てに出席し、国税職員および税理士として培ってきた豊富な経験・見地より、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
柏木隆宏	社外監査役	当事業年度開催の取締役会13回の全て、監査役会8回の全てに出席し、経営管理に関する豊富な経験・知識に基づき、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
遠藤健二	社外監査役	就任以降当事業年度開催の取締役会10回の全て、監査役会6回の全てに出席し、公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地より、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 53百万円

② 当社および子会社が支払うべき金銭  
その他の財産上の利益の合計額 54百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画と実績の状況について確認するとともに、当期監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、新会計基準適用に関する助言業務を委託し、対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、かつ改善の見込みがないと認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。このほか会計監査人としての職務を適切に遂行できないと認められる場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において次のとおり決議しております。

### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 経営の透明性・適法性および監視監督機能の実効性を確保するため、社外から取締役、監査役を招聘する。
- ② 当社および子会社（以下、「当社グループ」という）の全役職員に対し、当社グループの経営理念および行動規範である企業行動憲章の精神を繰り返し説き、その遵守徹底を図る。
- ③ コンプライアンス規程およびコンプライアンス・プログラムに基づき、次のとおりコンプライアンス体制を確立、推進する。
  - ・コンプライアンス委員会において、当社グループを取り巻く法令・社会的規範の遵守徹底を図る。
  - ・当社グループの事業活動に関わる規制法令毎に社内ルール、日常監視、監査、教育等を体系化したコンプライアンス・プログラムを制定し、これに基づき使用人に対し遵法教育を実施する。
  - ・通常の業務ラインとは独立したルートを通じて、当社グループの使用人から当社への通報を容易にする内部通報制度を整備し、法令、定款、または社内ルールに違反する行為の未然防止および早期発見を図る。当社グループの役職員は、この規程に基づき内部通報した当該使用人に対して、不利益な取り扱いをしてはならない。
  - ・上記体制の確立および推進により、グループ各社は市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体の排除に向け、組織的な対応を図る。
- ④ 社長直轄の内部監査部門を設置し、子会社を含め内部監査を実施する。

### (2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- ・文書管理規程を制定し、取締役の職務の執行にかかる記録等その他重要文書の保存および保管に関する責任者、取締役および監査役に対する閲覧等の措置等を定める。また、当該規程の制定、改廃においては、監査役と事前に協議する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループにおける事業上のリスクを組織的かつ体系的に管理するため社内規程を制定する。特定のリスクについては、リスク毎に担当部門を定め、準拠すべき規定・マニュアルを整備し、適切なリスク管理体制を構築する。
- ② 大規模自然災害等の緊急事態の発生に対処するため緊急時対応要領を制定し、危機管理担当役員、緊急事態発生時の連絡体制および対策本部の設置等を定め、緊急事態による発生被害の極小化を図る。
- ③ 内部監査部門は、当社グループにおけるリスク管理体制が適切に構築され、的確な運用がなされているか、定期的に監査を行う。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 執行役員制度を導入し、経営の意思決定および監督機能と、業務執行機能を分離することで業務の効率化を図るとともに、執行役員を中心とした経営会議を開催し、より具体的に迅速な経営判断がなされるよう努める。また取締役会規則、決裁権限規程により、業務執行に関する意思決定等の権限を明確にする。
- ② 当社グループの全体を網羅した各年度および中期の経営計画を策定し、定期的に進捗状況を確認し、評価、見直しを行う。

#### (5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・金融商品取引法に定める当社グループに係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため「富士古河E&Cグループの財務報告に係る内部統制運営規程」を制定し、これに基づき、グループ各社は財務報告に係る内部統制の構築、評価および報告に関し適切な運営を図るとともに、その評価結果を各社の取締役会に報告する。

#### (6) 当該株式会社その親会社および子会社における業務の適正を確保するための体制

- ① 富士電機グループの一員として、当該グループ経営理念を共有するとともに、上場会社として経営活動の独立性を確保し、適正な業務の運営を行う。
- ② 当社グループは、当社事業部門長や子会社の代表取締役等が参加し、グループ全体の経営戦略、経営方針等についての審議・報告と、グループの経営状況をモニタリングするための会議を定期的を開催し、運用する。
- ③ 関係会社管理規程を制定し、グループ各社の経営上の重要事項について、当社への報告または当社の承認を得ることを求める。
- ④ グループ各社に対し会社法に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針の決定を求め、それらの実効性の確保を図る。
- ⑤ 内部監査部門は、グループ各社の業務の適正が継続的に確保されているか、定期的に確認する。

#### (7) 監査役の職務を補助すべき使用人およびその使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役は、職務執行上必要に応じて経営企画部門および内部監査部門の使用人に補助を求めることができ、当該使用人は、その補助業務を取締役から独立して行う。

**(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する事項**

- ① 監査役が、その職務執行において十分な情報を収集し得るため、取締役および使用人が監査役に報告すべき事項を定めるほか、子会社の取締役、監査役および使用人が当社監査役に対し報告すべき事項についても制定する。また、監査役が当社グループの事業について、当社および子会社の役職員に対し報告を求めた場合、当該報告をしなければならない。
- ② 上記報告をしたことを理由として、当該報告をした者に対して、不利益な取扱いをしてはならない。

**(9) その他、監査役の実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることなどにより、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握する。
- ② 監査役は、内部監査部門および会計監査人と相互に情報交換を行うことで連携を強化し、監査の実効性と効率性の向上を図る。
- ③ 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等につき意見交換や、必要と判断される要請を行い、相互認識を深めるよう努める。
- ④ 監査役の職務の執行にかかる費用について、あらかじめ予算を計上するよう努め、緊急または臨時に支出した費用については、事後会社に償還を請求することができる。

**(業務の適正を確保するための体制の運用状況)**

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

**(a) コンプライアンス**

社外取締役および社外監査役を含む監査役も出席するコンプライアンス委員会を年2回開催し、期初に作成したコンプライアンス・プログラムの実施状況や内部通報の内容・対応状況等の確認・審議を行っております。

また、法令・社会的規範の遵守徹底を図るため、当社グループの使用人に対して階層に応じた社内研修においてコンプライアンスに関する教育を行っております。さらに、コンプライアンスに抵触するおそれのある事象が発生した場合は、都度、経営会議等で法令遵守の徹底を図っております。

**(b) リスク管理**

危機の発生未然防止、損失影響の最小化をはかるため、リスク管理規程を制定してリスクの把握・評価・対応策等によるリスク管理を継続的に行っております。また、内部監査部門は、的確な運用が行われていることを確認しております。

なお、経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、経営会議等で報告され、リスクの共有および対応を図っております。

(c) 取締役の職務執行の適正性及び効率性の確保

社外取締役を含む取締役および社外監査役を含む監査役が出席する取締役会を月1回開催し、法令または定款に定められた事項および経営上の重要な事項について決議を行うとともに、監査役も出席する執行役員を中心とした経営会議を月2回開催し、経営判断の迅速化・効率化に努めております。

当事業年度においては、取締役会を13回、経営会議を24回開催し、各議案についての審議、業務執行状況等について監督を行い、意思決定および業務執行の適正性を確保しております。

(d) グループ管理

グループ各社の経営上の重要事項は関係会社管理規程に基づき、子会社から報告を受け、または事前承認を行っております。

(e) 内部監査

内部監査部門は、2019年度の監査計画に基づき、当社の各部門およびグループ会社の業務執行状況、コンプライアンスの遵守状況等について内部監査を行い、その結果を取締役社長、監査役、社外取締役に報告するとともに、経営会議にて報告を行っております。

また、指摘事項や是正・改善要望事項があった場合は、必要な提言を行うとともに、是正・改善状況についてのフォロー監査を行っております。

(f) 監査役の実効性の確保

監査役は、取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席しております。

また、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に説明を求めています。定例の監査役会を開催するほか、内部監査部門、会計監査人および社外取締役との情報交換や、代表取締役との定期的な会合を行っております。

また、子会社の監査役と適宜会合を持ち、情報交換を行っております。

## 7. 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、グループの収益力向上により株主資本の充実を図り、経営基盤を強化し、将来の成長に必要な投資等のための内部留保を確保するとともに、株主の皆様へ利益還元を図ることを基本方針としております。

この基本方針のもと、剰余金の配当につきましては、安定的かつ継続的に実施することとし、当期の業績、今後の事業展開へ向けた投資計画および経営環境等を総合的に勘案し、配当金額を決定いたします。

なお、当社は剰余金の配当等を取締役会の決議によって、定めることができるものとしております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、通期業績、経営環境および財政状態等を総合的に勘案し、1株につき前事業年度比5円増配の75円とさせていただくことを、2020年5月20日開催の取締役会において決議いたしました。

- 
- (注) 1. 事業報告の記載金額は単位未満切り捨てにより表示しております。  
2. 事業報告の千株単位の記載株式数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

# 連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	49,154,012	流動負債	25,619,953
現金預金	5,029,913	支払手形・工事未払金等	17,942,106
受取手形・完成工事未収入金等	34,593,680	短期借入金	29,076
電子記録債権	3,186,125	未払法人税等	1,637,584
未成工事支出金	1,579,875	未成工事受入金	1,960,732
材料貯蔵品	142,807	完成工事補償引当金	136,750
預け金	3,171,800	工事損失引当金	47,968
その他	1,618,345	その他	3,865,735
貸倒引当金	△168,535	<b>固定負債</b>	<b>3,773,909</b>
<b>固定資産</b>	<b>6,003,315</b>	退職給付に係る負債	2,096,210
<b>有形固定資産</b>	<b>2,523,759</b>	リース債務	1,220,742
建物・構築物	252,564	その他	456,956
機械・運搬具・工具器具備品	682,877	<b>負債合計</b>	<b>29,393,863</b>
土地	481,612	(純資産の部)	
リース資産	1,106,705	<b>株主資本</b>	<b>25,521,614</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>460,552</b>	資本金	1,970,000
ソフトウェア	370,665	資本剰余金	6,636,458
その他	89,887	利益剰余金	16,944,586
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,019,002</b>	自己株式	△29,430
投資有価証券	914,776	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△540,644</b>
長期貸付金	69,365	その他有価証券評価差額金	45,151
繰延税金資産	1,446,933	為替換算調整勘定	△81,279
その他	743,536	退職給付に係る調整累計額	△504,517
貸倒引当金	△155,609	<b>非支配株主持分</b>	<b>782,494</b>
<b>資産合計</b>	<b>55,157,328</b>	<b>純資産合計</b>	<b>25,763,465</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>55,157,328</b>

# 連結損益計算書 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：千円)

売	上	高	
	完成工事	高	81,986,110
売	上	原	価
	完成工事	原	価
	売上	総	利益
	完成工事	総	利益
			13,730,052
販	費	及	び
	一般	管	理
	費		費
			7,800,711
営	業	利	益
			5,929,340
営	業	外	収
	受	取	息
	及	び	配
	当	金	
			96,071
	保	険	解
	約	返	戻
	金		
			21,039
	そ	の	他
			33,504
営	業	外	費
	支	払	利
	息		
			66,261
	コ	ミ	ツ
	メ	ン	ト
	フ	ィ	
			9,915
	為	替	差
			損
			165,806
	そ	の	他
			30,789
経	常	利	益
			5,807,184
特	別	利	益
	投	資	有
	価	証	券
	売	却	益
			151,785
特	別	損	失
	関	係	会
	社	株	式
	評	価	損
			242,265
	関	係	会
	債	権	放
	棄	損	
			126,000
税	金	等	調
	整	前	当
	期	純	利
	益		5,590,704
法	人	税	、
	住	民	税
	及	び	事
	業	税	
			1,951,431
法	人	税	等
	調	整	額
			△55,671
当	期	純	利
	益		3,694,944
非	支	配	株
	主	に	帰
	属	す	る
	当	期	純
	利	益	16,022
親	会	社	株
	主	に	帰
	属	す	る
	当	期	純
	利	益	3,678,921

# 連結株主資本等変動計算書 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,970,000	6,636,458	13,895,199	△29,037	22,472,619
当 期 変 動 額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					
剰 余 金 の 配 当			△629,533		△629,533
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,678,921		3,678,921
自 己 株 式 の 取 得				△392	△392
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	3,049,387	△392	3,048,995
当 期 末 残 高	1,970,000	6,636,458	16,944,586	△29,430	25,521,614

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	136,866	△122,495	△556,370	△541,999	739,304	22,669,924
当 期 変 動 額						
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						41,187
剰 余 金 の 配 当						△629,533
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						3,678,921
自 己 株 式 の 取 得						△392
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)	△91,715	41,216	51,853	1,354	43,190	3,357
当 期 変 動 額 合 計	△91,715	41,216	51,853	1,354	43,190	3,093,540
当 期 末 残 高	45,151	△81,279	△504,517	△540,644	782,494	25,763,465

# 貸 借 対 照 表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	40,790,035	流 動 負 債	21,832,377
現金預金	531,545	工事未払金	15,759,560
受取手形	1,057,635	リース債	4,755
完成工事未収入金	30,177,996	未払金	293,971
電子記録債権	3,180,905	未払費用	1,901,614
未成工事支出金	1,295,434	未払法人税等	1,376,247
材料貯蔵品	122,174	未払消費税等	783,939
短期貸付金	381,138	未成工事受入金	1,317,775
前払費用	194,398	完成工事補償引当金	136,750
預け金	3,171,800	工事損失引当金	47,968
その他の金	708,370	その他の	209,794
貸倒引当金	△31,365		
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,660,849</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,411,427</b>
有形固定資産	1,140,369	リース債	10,043
建物・構築物	168,134	退職給付引当金	1,275,083
機械・運搬具	548,606	その他の	126,300
工具器具・備品	34,529		
土地	371,766	<b>負 債 合 計</b>	<b>23,243,804</b>
リース資産	17,331		
無形固定資産	390,738	(純資産の部)	
電話加入権	32,183	株 主 資 本	23,206,367
ソフトウェア	357,390	資 本 金	1,970,000
その他の	1,163	資 本 剰 余 金	6,703,344
投資その他の資産	4,129,742	資 本 準 備 金	1,801,825
投資有価証券	83,645	その他資本剰余金	4,901,519
関係会社株式・関係会社出資金	2,415,398	利 益 剰 余 金	14,562,453
長期貸付金	69,365	利 益 準 備 金	152,939
破産更生債権等	162,653	その他利益剰余金	14,409,514
長期前払費用	11,307	繰越利益剰余金	14,409,514
長期保証金	321,731	自 己 株 式	△29,430
繰延税金資産	1,182,726	評 価 ・ 換 算 差 額 等	712
その他の	45,775	その他有価証券評価差額金	712
貸倒引当金	△162,862	純 資 産 合 計	23,207,080
<b>資 産 合 計</b>	<b>46,450,885</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>46,450,885</b>

# 損 益 計 算 書 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：千円)

売	上					
	完	成	工	事	高	69,695,948
売	上	原	価			
	完	成	工	事	原	58,443,466
	売	上	総	利	益	
	完	成	工	事	総	11,252,481
販	売	費	及	び	一	6,263,859
					般	管理費
営	業	利	益			4,988,622
営	業	外	収	益		
	受	取	利	息	及	265,659
	そ		の	配	当	
				金	他	23,966
営	業	外	費	用		
	支	払	利	息		3,899
	為	替	差	損		127,250
	コ	ミ	ツ	ト	メ	9,915
	そ		の	フ	ィ	
				一	他	8,850
	経	常	利	益		5,128,332
特	別	利	益			
	投	資	有	価	証	151,785
				券	売	151,785
特	別	損	失			
	関	係	会	社	株	242,265
				式	評	
	関	係	会	社	債	126,000
				権	放	368,265
				棄	損	
税	引	前	当	期	純	4,911,852
	法	人	税	、	住	1,574,000
				民	税	
	法	人	税	等	調	△59,675
				整	額	1,514,324
	当	期	純	利	益	3,397,527

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	1,970,000	1,801,825	4,901,519	6,703,344
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				-
当 期 純 利 益				-
自 己 株 式 の 取 得				-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	1,970,000	1,801,825	4,901,519	6,703,344

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	利 益 剰 余 金		
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	152,939	11,641,520	11,794,460
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△629,533	△629,533
当 期 純 利 益		3,397,527	3,397,527
自 己 株 式 の 取 得			-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			-
当 期 変 動 額 合 計	-	2,767,993	2,767,993
当 期 末 残 高	152,939	14,409,514	14,562,453

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△29,037	20,438,766	47,026	47,026	20,485,793
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△629,533		-	△629,533
当 期 純 利 益		3,397,527		-	3,397,527
自 己 株 式 の 取 得	△392	△392		-	△392
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		-	△46,314	△46,314	△46,314
当 期 変 動 額 合 計	△392	2,767,601	△46,314	△46,314	2,721,287
当 期 末 残 高	△29,430	23,206,367	712	712	23,207,080

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

富士古河E & C株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大屋 誠三郎 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大貫 一紀 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士古河E & C株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士古河E & C株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合には、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

富士古河E & C株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大屋 誠三郎 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大貫 一紀 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士古河E & C株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査役活動計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査役活動計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人より当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている親会社等との取引については、会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人よりその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実  
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該  
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財  
務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社  
の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうか  
についての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

富士古河E & C株式会社 監査役会

常勤監査役 高 谷 政 美 ㊟

社外監査役 福 岡 敏 夫 ㊟

社外監査役 柏 木 隆 宏 ㊟

社外監査役 遠 藤 健 二 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役構成の多様性の充実およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役2名を含む取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1 再任	くさ かし 日 下 高	代表取締役社長 執行役員社長	13回/13回 (出席率100%)
2 再任 社外 独立	かわ しま きよ し 川 島 清 嘉	社外取締役	13回/13回 (出席率100%)
3 新任 社外 独立	い とう く み 伊 藤 久 美	—	—
4 再任	やなぎ さわ くに あき 柳 澤 邦 昭	取締役	13回/13回 (出席率100%)
5 再任	ふじ わら まさ ひろ 藤 原 正 洋	取締役 執行役員専務 事業戦略室長	10回/10回 (出席率100%)
6 再任	ふじ もと ひろし 藤 本 浩	取締役 執行役員常務 電気設備事業統括、海外事業統括、 電気設備事業本部長	10回/10回 (出席率100%)
7 再任	お だ しげ お 小 田 茂 夫	取締役 執行役員 管理部門統括、経営企画本部長、輸出管理室長	13回/13回 (出席率100%)
8 再任	たお あつ のり 埜 篤 典	取締役 執行役員 工事技術本部長	10回/10回 (出席率100%)

取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p><b>再任</b></p> <p>くさ か たかし 日 下 高 (1959年6月3日生)</p>	<p>1982年4月 富士電機製造株式会社（現 富士電機株式会社）入社 2001年7月 富士電機システムズ株式会社エンジニアリング本部業務部長 2008年4月 同社取締役、経営企画本部企画部長 2009年4月 同社取締役、経営企画本部長、輸出管理室長 2010年4月 富士電機ホールディングス株式会社（現 富士電機株式会社）エグゼクティブオフィサー、経営企画本部経営企画室長 2010年6月 同社取締役エグゼクティブオフィサー、経営企画本部経営企画室長 2011年4月 同社取締役執行役員、産業システム事業本部長 2011年6月 同社執行役員、産業システム事業本部長 2012年4月 同社執行役員、産業インフラ事業本部長 2017年4月 当社執行役員副社長 2017年6月 当社代表取締役、執行役員副社長 2018年4月 当社代表取締役社長、執行役員社長（現在に至る）</p>	5,200株
<p><b>【重要な兼職の状況】</b> なし</p>			
<p><b>【在任期間および選任理由】</b> 2017年に新たに取締役に選任いただき、在任期間は3年になります。また、2018年4月より代表取締役社長を務めております。 経営企画部門の責任者としての経験や、企業経営に関する見識に基づき、当社変革のけん引役を担うべく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏を本株主総会で選任いただいた場合、引き続き代表取締役社長として選定する予定です。</p>			
<p><b>【当社との特別の利害関係】</b> 当社と同氏の間、特別の利害関係はありません。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	再任 社外取締役候補者  かわしま きよし 川島清嘉 (1954年2月12日生)	1979年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 1984年5月 川島法律事務所(横浜弁護士会、現神奈川県弁護士会)(現在に至る) 1995年4月 最高裁判所 司法研修所民事弁護教官 2004年4月 横浜国立大学法科大学院教授 2011年4月 放送大学客員教授(現在に至る) 2012年6月 当社社外取締役(現在に至る) 2015年6月 アマノ株式会社社外取締役(現在に至る) 2017年5月 株式会社横浜インポートマート社外監査役	0株
	【重要な兼職の状況】 弁護士〔川島法律事務所〕 放送大学客員教授 アマノ株式会社 社外取締役		
	【在任期間および選任理由】 2012年に新たに社外取締役に選任いただき、在任期間は8年になります。 社外取締役以外に会社の経営に関与された経験はありませんが、法律に関する知見を活かした弁護士としての専門的見地から、経営全般に関し有用な助言、提言を行っており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、当該届け出を継続する予定です。		
	【当社との特別の利害関係】 当社と同氏の間、特別の利害関係はありません。		
	【当社との間で締結している責任限定契約の概要】 法令および定款に基づき、同氏との間で、次のとおり責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約の効力は継続いたします。 ・当社に対し賠償責任を負うべき場合において、その職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、300万円または会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対する損害賠償責任を負担する。		

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p><b>新任</b> <b>社外取締役候補者</b></p> <p>いとうくみ 伊藤久美 (1964年12月20日生)</p>	<p>1987年4月 ソニー株式会社入社 1998年4月 日本IBM株式会社入社 2008年1月 同社副社長補佐 2009年6月 米国IBM本社コーポレートストラテジー部門ディレクター 2010年10月 日本IBM株式会社日本ストラテジー部門理事 2011年1月 同社ソフトウェア部門 Websphere 事業部長 2012年1月 同社グローバル・テクノロジー・サービス部門 ビジネス・デベロップメント・エグゼクティブ 2013年1月 同社グローバル・プロセス・サービス部門 ソリューション・プログラム・エグゼクティブ 2014年1月 GEヘルスケア・ジャパン株式会社CMO 2016年4月 立命館大学客員教授、筑波大学非常勤講師 (現在に至る) 2016年9月 4U Lifecare株式会社取締役COO 2017年7月 株式会社Yext CMO 2018年4月 4U Lifecare株式会社代表取締役社長CEO (現在に至る) 2018年6月 株式会社True Data社外取締役 (現在に至る)</p>	0株
		<p><b>【重要な兼職の状況】</b> 4U Lifecare株式会社 代表取締役社長CEO 株式会社True Data 社外取締役 立命館大学客員教授 筑波大学非常勤講師</p>	
		<p><b>【在任期間および選任理由】</b> 新任の社外取締役候補者であります。 グローバル企業などでの豊富な経験と、経営者としての高い見識に基づき、経営全般に関し有用な助言、提言をいただけるものと考え、選任をお願いするものであります。 なお、同氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。</p>	
		<p><b>【当社との特別の利害関係】</b> 当社と同氏の間、特別の利害関係はありません。</p>	
		<p><b>【当社との間で締結している責任限定契約の概要】</b> 同氏の選任が承認された場合には、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。 ・当社に対し賠償責任を負うべき場合において、その職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、300万円または会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対する損害賠償責任を負担する。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<p><b>再任</b></p> <p>やなぎ さわ くに あき 柳 澤 邦 昭 (1954年1月20日生)</p>	<p>1974年4月 富士電機製造株式会社(現 富士電機株式会社) 入社</p> <p>1998年11月 香港富士電機社社長</p> <p>2004年2月 富士電機(深圳)社 董事長 兼 総経理</p> <p>2004年7月 富士電機デバイステクノロジー株式会社 情報デバイス事業本部事業統括部長</p> <p>2006年6月 同社取締役、半導体事業本部事業統括部長 兼 同本部チップ事業部長</p> <p>2008年4月 同社常務取締役、半導体生産本部長</p> <p>2008年12月 同社常務取締役、半導体事業本部副本部長</p> <p>2009年10月 富士電機システムズ株式会社取締役、半導体事業本部副本部長 兼 同本部松本製作所長</p> <p>2010年4月 同社執行役員、半導体事業本部長 兼 同本部松本製作所長</p> <p>2011年4月 富士電機株式会社執行役員、電子デバイス事業本部長</p> <p>2014年4月 同社執行役員常務、電子デバイス事業本部長</p> <p>2016年4月 同社執行役員専務、電子デバイス事業本部長</p> <p>2018年4月 同社特別顧問(現在に至る)</p> <p>2018年6月 当社取締役(現在に至る)</p> <p>2019年6月 株式会社フェローテックホールディングス社外取締役(現在に至る)</p>	0株
<p><b>【重要な兼職の状況】</b> 富士電機株式会社 特別顧問 株式会社フェローテックホールディングス 社外取締役</p>			
<p><b>【在任期間および選任理由】</b> 2018年に新たに取締役に選任いただき、在任期間は2年になります。 当社の事業活動に関連の深い電気機器製造業の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般に関し有用な助言、提言を行っており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
<p><b>【当社との特別の利害関係】</b> 当社と同氏の間、特別の利害関係はありません。</p>			
<p><b>【当社との間で締結している責任限定契約の概要】</b> 法令および定款に基づき、同氏との間で、次のとおり責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約の効力は継続いたします。 ・当社に対し賠償責任を負うべき場合において、その職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、300万円または会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対する損害賠償責任を負担する。</p>			

招集し通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	<p>再任</p> <p>ふじ わら まさ ひろ 藤原正洋 (1958年1月19日生)</p>	<p>1980年4月 富士電機製造株式会社（現富士電機株式会社）入社</p> <p>2004年3月 富士電機パワーサービス株式会社エンジニアリング統括部営業技術部長 兼 富士電機システムズ株式会社発電プラント本部火力統括部営業技術部長</p> <p>2005年3月 富士電機システムズ株式会社発電プラント本部火力副統括部長 兼 富士電機パワーサービス株式会社エンジニアリング副統括部長</p> <p>2005年7月 富士電機パワーサービス株式会社取締役、エンジニアリング副統括部長 兼 富士電機システムズ株式会社発電プラント本部火力副統括部長</p> <p>2006年1月 富士電機システムズ株式会社発電プラント本部火力統括部長</p> <p>2010年4月 同社エネルギーソリューション本部グリーンエネルギーソリューション副事業部長</p> <p>2010年10月 同社エネルギーソリューション本部グリッドソリューション副事業部長</p> <p>2011年4月 富士電機株式会社エネルギー事業本部発電プラント事業部長</p> <p>2012年4月 同社電力・社会インフラ事業本部発電プラント事業部長</p> <p>2014年4月 同社執行役員、発電・社会インフラ事業本部長</p> <p>2017年4月 同社執行役員、発電事業本部長</p> <p>2019年4月 当社執行役員専務、事業戦略室長</p> <p>2019年6月 当社取締役、執行役員専務、事業戦略室長 (現在に至る)</p>	2,800株
<p>【重要な兼職の状況】 なし</p>			
<p>【在任期間および選任理由】 2019年に新たに取締役に選任いただき、在任期間は1年になります。 プラントエンジニア部門の責任者としての経験や、執行役員としての職務執行経験による企業経営に関する豊富な知見と経験を有しており、当社の事業戦略立案部門の責任者としての職責を担うべく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
<p>【当社との特別の利害関係】 当社と同氏の間、特別の利害関係はありません。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	再任  ふじもと ひろし 藤本 浩 (1960年3月30日生)	2003年3月 古河総合設備株式会社入社 2011年11月 当社北関東支社電設技術部長 2013年7月 当社電設・建築事業本部電設事業部長 2016年4月 当社執行役員、電設・建築事業統括、電設・建築事業本部長 兼 総合設備事業部副事業部長 2019年4月 当社執行役員、電気設備事業統括、電気設備事業本部長 2019年6月 当社取締役、執行役員、電気設備事業統括、電気設備事業本部長 2020年4月 当社取締役、執行役員常務、電気設備事業統括、海外事業統括、電気設備事業本部長（現在に至る）	5,300株
	【重要な兼職の状況】 なし		
	【在任期間および選任理由】 2019年に新たに取締役に選任いただき、在任期間は1年になります。 電設・建築事業の責任者としての経験や、執行役員としての職務執行経験による企業経営に関する豊富な知見と経験を有しており、当社の電気設備事業および海外事業の責任者としての職責を担うべく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
	【当社との特別の利害関係】 当社と同氏の間、特別の利害関係はありません。		

招集し通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	再任  おだしげお 小田茂夫 (1959年8月22日生)	1982年4月 富士電機製造株式会社(現 富士電機株式会社)入社 2003年10月 富士プレイントラスト株式会社取締役 2005年10月 富士電機リテイルシステムズ株式会社管理本部総務人事部長 2010年7月 富士電機システムズ株式会社環境ソリューション本部産業ソリューション事業部東京工場総務部長 2011年4月 富士電機株式会社生産統括本部東京事業所総務部長 2012年4月 同社人事・総務室安全部長 2014年4月 当社執行役員、経営企画本部副本部長、輸出管理室長 2015年4月 当社執行役員、管理部門統括、経営企画本部長、輸出管理室長 2015年6月 当社取締役、執行役員、管理部門統括、経営企画本部長、輸出管理室長(現在に至る)	6,900株
	【重要な兼職の状況】 なし		
	【在任期間および選任理由】 2015年に新たに取締役に選任いただき、在任期間は5年になります。 人事・総務部門、並びに財務・会計部門の責任者等の経験や、企業経営に関する見識に基づき、経営管理全般の責任者としての職責を担うべく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
	【当社との特別の利害関係】 当社と同氏の間、特別の利害関係はありません。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	<p><b>再任</b></p> <p>たお ちのり 埜 篤 典 (1960年6月3日生)</p>	<p>1979年4月 富士電機総合設備株式会社入社</p> <p>2006年4月 同社関西支社工事部長</p> <p>2009年10月 当社空調設備事業本部空調設備事業部第一技術部長</p> <p>2010年10月 当社空調設備事業本部空調設備事業部副事業部長</p> <p>2012年4月 当社空調設備事業本部空調設備事業部長</p> <p>2014年4月 当社執行役員、空調設備事業本部副本部長</p> <p>2016年4月 当社執行役員、空調設備事業統括、空調設備事業本部長兼 総合設備事業部長</p> <p>2019年4月 当社執行役員、工事技術本部長</p> <p>2019年6月 当社取締役、執行役員、工事技術本部長（現在に至る）</p>	5,300株
	【重要な兼職の状況】 なし		
	【在任期間および選任理由】 2019年に新たに取締役に選任いただき、在任期間は1年になります 空調設備事業の責任者としての経験や、執行役員としての職務執行経験による企業経営に関する豊富な知見と経験を有しており、当社の工事技術力および施工管理力の維持向上の推進責任者としての職責を担うべく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
	【当社との特別の利害関係】 当社と同氏の間、特別の利害関係はありません。		

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役高谷政美氏は、本総会終結の時をもって辞任され、福岡敏夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

### 監査役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p><b>新任</b></p> <p>あかしとおる 明石 亨 (1958年9月28日生)</p>	<p>1981年4月 当社入社</p> <p>2005年4月 当社企画本部経理部長</p> <p>2009年10月 当社経営企画本部財務経理部長</p> <p>2011年6月 当社取締役、執行役員、管理部門統括、経営企画本部長、輸出管理室長</p> <p>2013年10月 当社取締役、執行役員、管理部門統括、情報通信システム事業本部長、経営企画本部長、輸出管理室長</p> <p>2014年4月 当社取締役、執行役員、管理部門統括、経営企画本部長</p> <p>2015年4月 当社取締役、執行役員常務、空調設備事業統括、空調設備事業本部長</p> <p>2016年4月 当社取締役、執行役員常務、海外事業統括、海外事業本部長</p> <p>2019年4月 当社取締役、執行役員常務、海外統括、海外本部長</p> <p>2020年4月 当社取締役（現在に至る）</p>	14,500株
		【重要な兼職の状況】 なし	
		【在任期間および選任理由】 新任の監査役候補者であります。 当社の取締役および財務・会計部門の責任者としての経験による見識と事業責任者としての知見も有しており、当社の業務執行に対する監査の職責を適切に果たすものと判断し、監査役として選任をお願いするものであります。	
		【当社との特別の利害関係】 当社と同氏の間、特別の利害関係はありません。	
		【当社との間で締結している責任限定契約の概要】 同氏の選任が承認された場合、法令および定款に基づき、当社は同氏との間で、次のとおり責任限定契約を締結する予定であります。 ・当社に対し賠償責任を負うべき場合において、その職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、300万円または会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対する損害賠償責任を負担する。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	再任 社外監査役候補者 福岡敏夫 (1954年4月8日生)	1979年4月 東京国税局 入局 1985年7月 川崎北税務署長 退官 1985年8月 税理士登録、福岡敏夫税理士事務所設立 代表 (現在に至る) 2016年3月 鳥居薬品株式会社監査役 2016年6月 当社社外監査役 (現在に至る) 2018年3月 鳥居薬品株式会社社外取締役 (現在に至る)	0株
	【重要な兼職の状況】 福岡敏夫税理士事務所 代表 鳥居薬品株式会社 社外取締役		
	【在任期間および選任理由】 2016年に新たに社外監査役として選任いただき、在任期間は4年になります。 社外役員以外に会社経営に関与された経験はありませんが、国税職員および税理士として経験を重ね、税務、財務および会計に関する豊富な専門知識に基づき、経営監査機能の強化の職責を果たすとともに、経営全般に関し有用な助言、提言を行っており、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、当該届け出を継続する予定です。		
	【当社との特別の利害関係】 当社と同氏の間、特別の利害関係はありません。		
	【当社との間で締結している責任限定契約の概要】 法令および定款に基づき、同氏との間で、次のとおり責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約の効力は継続いたします。 ・当社に対し賠償責任を負うべき場合において、その職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、300万円または会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対する損害賠償責任を負担する。		

以上

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

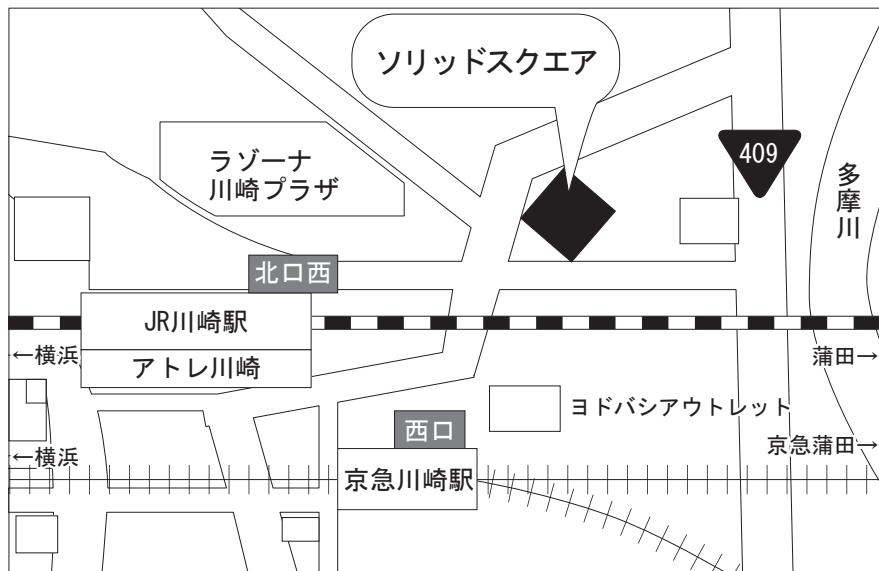
監査報告書

株主総会参考書類

## 株主総会会場ご案内図

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア 地下1階 ホール



\* JR 「川崎駅」下車 北口西より徒歩約5分

\* 京浜急行線「京急川崎駅」下車 西口より徒歩約3分